

定期報告対象特定建築物等一覧表

【定期報告が必要となる特定建築物、建築設備、防火設備】

No	建築物の用途	要件	建築物の報告				建築設備の報告※1		防火設備の報告※2		備考	
			対象	報告周期	報告年度			対象	報告年度	対象		報告年度
					R8	R9	R10					
1	劇場、映画館、演芸場	<p>要件 A 次のアに該当し、かつイ又はウのいずれかに該当する場合 ア 避難階(直接地上へ通する出入口のある階)以外に当該用途のある階がある建築物 イ 次の要件のいずれかに該当する。 (ア) 地階又は3階以上の階を当該用途に供する建築物(地階又は3階以上の階の当該用途に供する床面積の合計がそれぞれ100㎡以下のものを除く。) (イ) 当該用途に供する部分(客席の部分に限る。)の床面積の合計が200㎡以上の建築物 ウ 当該用途に供する建築物で、主階が1階にないもの</p> <p>要件 B 次のア又はイのいずれかに該当する場合 ア 3階以上の階にあるもの(床面積の合計が100㎡以下のものを除く。) イ 床面積(客室の部分に限る。)が200㎡を超えるもの</p>	要件 A 又は要件 B に該当する場合	3年ごとに報告が必要	●			要件 B に該当する場合	毎年報告が必要	要件 A に該当する場合	毎年報告が必要	
2	観覧場(屋外観覧場を除く。)、公会堂、集会場	<p>要件 A 次のアとイの両方に該当する場合 ア 避難階(直接地上へ通する出入口のある階)以外に当該用途のある階がある建築物 イ 次の要件のいずれかに該当する。 (ア) 地階又は3階以上の階を当該用途に供する建築物(地階又は3階以上の階の当該用途に供する床面積の合計がそれぞれ100㎡以下のものを除く。) (イ) 当該用途に供する部分(客席の部分に限る。)の床面積の合計が200㎡以上の建築物</p> <p>要件 B 次のア又はイのいずれかに該当する場合 ア 3階以上の階にあるもの(床面積の合計が100㎡以下のものを除く。) イ 床面積(客室又は集会室の部分に限る。)が200㎡を超えるもの</p>	要件 A 又は要件 B に該当する場合	3年ごとに報告が必要	●			要件 B に該当する場合	毎年報告が必要	要件 A に該当する場合	毎年報告が必要	
3	病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。)	<p>要件 A 次のアとイの両方に該当する場合 ア 避難階(直接地上へ通する出入口のある階)以外に当該用途のある階がある建築物 イ 次の要件のいずれかに該当する。 (ア) 地階又は3階以上の階を当該用途に供する建築物(地階又は3階以上の階の当該用途に供する床面積の合計がそれぞれ100㎡以下のものを除く。) (イ) 当該用途に供する2階の部分の床面積の合計が300㎡以上の建築物(2階部分に患者の収容施設がある場合に限る。)</p> <p>要件 B 次のア又はイのいずれかに該当する場合 ア 3階以上の階にあるもの(床面積の合計が100㎡以下のものを除く。) イ 床面積の合計が500㎡を超えるもの</p>	要件 A 又は要件 B に該当する場合	3年ごとに報告が必要		●	要件 B に該当する場合	毎年報告が必要	要件 A 又は当該用途の床面積が200㎡を超える場合	毎年報告が必要		
4 1	児童福祉施設等※3(高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途※4)があるものに限る。)	<p>要件 A 次のアとイの両方に該当する場合 ア 避難階(直接地上へ通する出入口のある階)以外に当該用途のある階がある建築物 イ 次の要件のいずれかに該当する。 (ア) 地階又は3階以上の階を当該用途に供する建築物(地階又は3階以上の階の当該用途に供する部分の床面積の合計がそれぞれ100㎡以下のものを除く。) (イ) 当該用途に供する2階の部分の床面積の合計が300㎡以上の建築物</p> <p>要件 B 次のア又はイのいずれかに該当する場合 ア 3階以上の階にあるもの(床面積の合計が100㎡以下のものを除く。) イ 床面積の合計が500㎡を超えるもの</p>	要件 A 又は要件 B に該当する場合	3年ごとに報告が必要		●	要件 B に該当する場合	毎年報告が必要	要件 A 又は高齢者、障害者等の就寝の用に供する部分の床面積が200㎡を超える場合	毎年報告が必要		
4 2	児童福祉施設等※3(高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途※4)があるものを除く。)	<p>要件 A 次のア又はイのいずれかに該当する場合 ア 3階以上の階にあるもの(床面積の合計が100㎡以下のものを除く。) イ 床面積の合計が1,000㎡を超えるもの</p>	要件 A に該当する場合	3年ごとに報告が必要		●	要件 A に該当する場合	毎年報告が必要	報告不要	報告不要		

No	建築物の用途	要件	建築物の報告				建築設備の報告※1		防火設備の報告※2		備考	
			対象	報告周期	報告年度			対象	報告年度	対象		報告年度
					R8	R9	R10					
5	ホテル、旅館	要件 A 次のアとイの両方に該当する場合 ア 避難階（直接地上へ通する出入口のある階）以外に当該用途のある階がある建築物 イ 次の要件のいずれかに該当する。 （ア）地階又は3階以上の階を当該用途に供する建築物（地階又は3階以上の階の当該用途に供する部分の床面積の合計がそれぞれ100㎡以下のものを除く。） （イ）当該用途に供する2階の部分の床面積の合計が300㎡以上の建築物 要件 B 次のア又はイのいずれかに該当する場合 ア 3階以上の階にあるもの（床面積の合計が100㎡以下のものを除く。） イ 床面積の合計が300㎡を超えるもの	要件 A 又は 要件 B に該当する場合	3年ごとに報告が必要		●		要件 B に該当する場合	毎年報告が必要	要件 A に該当する場合	毎年報告が必要	
6 1 1	下宿、共同住宅、寄宿舎（サービス付き高齢者向け住宅又は認知症対応型老人共同生活援助事業若しくは共同生活援助を行う事業の用に供するものに限る。）	要件 A 次のアとイの両方に該当する場合 ア 避難階（直接地上へ通する出入口のある階）以外に当該用途のある階がある建築物 イ 次の要件のいずれかに該当する。 （ア）地階又は3階以上の階を当該用途に供する建築物（地階又は3階以上の階の当該用途に供する部分の床面積の合計がそれぞれ100㎡以下のものを除く。） （イ）当該用途に供する2階の部分の床面積の合計が300㎡以上の建築物 要件 B 次のアとイの両方に該当する場合 ア 3階以上のもの イ 床面積の合計が1,000㎡を超えるもの	要件 A 又は 要件 B に該当する場合	3年ごとに報告が必要	●			要件 B に該当する場合	毎年報告が必要	要件 A 又は 年齢、障害者等の就寝の用に供する部分の床面積が200㎡以上の場合	毎年報告が必要	建築物が報告不要でも防火設備の報告が必要となる場合があります。
6 1 2	下宿、共同住宅、寄宿舎（サービス付き高齢者向け住宅又は認知症対応型老人共同生活援助事業若しくは共同生活援助を行う事業の用に供するものを除く。）	要件 A 次のアとイの両方に該当する場合 ア 3階以上のもの イ 床面積の合計が1,000㎡を超えるもの	要件 A に該当する場合	3年ごとに報告が必要	●			要件 A に該当する場合	毎年報告が必要	報告不要	報告不要	
7 1 1	体育館（学校に附属するものを除く。）	要件 A 次のアとイの両方に該当する場合 ア 避難階（直接地上へ通する出入口のある階）以外に当該用途のある階がある建築物 イ 次の要件のいずれかに該当する。 （ア）3階以上の階を当該用途に供する建築物（3階以上の階の当該用途に供する床面積の合計が100㎡以下のものを除く。） （イ）当該用途に供する部分の床面積の合計が2,000㎡以上の建築物 要件 B 次のア又はイのいずれかに該当する場合 ア 3階以上の階にあるもの（床面積の合計が100㎡以下のものを除く。） イ 床面積の合計が5,000㎡を超えるもの	要件 A 又は 要件 B に該当する場合	3年ごとに報告が必要			●	要件 B に該当する場合	毎年報告が必要	要件 A に該当する場合	毎年報告が必要	
7 1 2	体育館（学校に附属するものに限る。）、学校	要件 A 次のア又はイのいずれかに該当する場合 ア 3階以上の階にあるもの（床面積の合計が100㎡以下のものを除く。） イ 床面積の合計が5,000㎡を超えるもの	要件 A に該当する場合	3年ごとに報告が必要			●	要件 A に該当する場合	毎年報告が必要	報告不要	報告不要	
8	博物館、美術館、図書館（学校に附属するものを除く。）	要件 A 次のアとイの両方に該当する場合 ア 避難階（直接地上へ通する出入口のある階）以外に当該用途のある階がある建築物 イ 次の要件のいずれかに該当する。 （ア）3階以上の階を当該用途に供する建築物（3階以上の階の当該用途に供する部分の床面積の合計がそれぞれ100㎡以下のものを除く。） （イ）当該用途に供する部分の床面積の合計が2,000㎡以上の建築物	要件 A に該当する場合	3年ごとに報告が必要		●		報告不要	報告不要	要件 A に該当する場合	毎年報告が必要	

No	建築物の用途	要件	建築物の報告				建築設備の報告※1		防火設備の報告※2		備考	
			対象	報告周期	報告年度			対象	報告年度	対象		報告年度
					R8	R9	R10					
9 1 1	ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場（学校に附属するものを除く。）	要件 A 次のアとイの両方に該当する場合 ア 避難階（直接地上へ通する出入口のある階）以外に当該用途のある階がある建築物 イ 次の要件のいずれかに該当する。 （ア）3階以上の階を当該用途に供する建築物（3階以上の階の当該用途に供する部分の床面積の合計がそれぞれ100㎡以下のものを除く。） （イ）当該用途に供する部分の床面積の合計が2,000㎡以上の建築物 要件 B 次のア又はイのいずれかに該当する場合 ア 3階以上の階にあるもの（床面積の合計が100㎡以下のものを除く。） イ 床面積の合計が2,000㎡を超えるもの	要件 A 又は 要件 B に該当する場合	3年ごとに報告が必要		●		要件 B に該当する場合	毎年報告が必要	要件 A に該当する場合	毎年報告が必要	
9 1 2	ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場（学校に附属するものに限る。）	要件 A 次のア又はイのいずれかに該当する場合 ア 3階以上の階にあるもの（床面積の合計が100㎡以下のものを除く。） イ 床面積の合計が2,000㎡を超えるもの	要件 A に該当する場合	3年ごとに報告が必要		●		要件 A に該当する場合	毎年報告が必要	報告不要	報告不要	
10	百貨店、マーケット、物品販売業を営む店舗（床面積が10㎡以内のものを除く。）	要件 A 次のアとイの両方に該当する場合 ア 避難階（直接地上へ通する出入口のある階）以外に当該用途のある階がある建築物 イ 次の要件のいずれかに該当する。 （ア）地階又は3階以上の階を当該用途に供する建築物（地階又は3階以上の階の当該用途に供する部分の床面積の合計がそれぞれ100㎡以下のものを除く。） （イ）当該用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡以上の建築物 （ウ）当該用途に供する2階の部分の床面積の合計が500㎡以上の建築物 要件 B 次のア又はイのいずれかに該当する場合 ア 3階以上の階にあるもの（床面積の合計が100㎡以下のものを除く。） イ 床面積の合計が1,000㎡を超えるもの	要件 A 又は 要件 B に該当する場合	毎年報告が必要	●	●	●	要件 B に該当する場合	毎年報告が必要	要件 A に該当する場合	毎年報告が必要	
11	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店	要件 A 次のアとイの両方に該当する場合 ア 避難階（直接地上へ通する出入口のある階）以外に当該用途のある階がある建築物 イ 次の要件のいずれかに該当する。 （ア）地階又は3階以上の階を当該用途に供する建築物（地階又は3階以上の階の当該用途に供する部分の床面積の合計がそれぞれ100㎡以下のものを除く。） （イ）当該用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡以上の建築物 （ウ）当該用途に供する2階の部分の床面積の合計が500㎡以上の建築物 要件 B 次のア又はイのいずれかに該当する場合 ア 3階以上の階にあるもの（床面積の合計が100㎡以下のものを除く。） イ 床面積の合計が500㎡を超えるもの	要件 A 又は 要件 B に該当する場合	毎年報告が必要	●	●	●	要件 B に該当する場合	毎年報告が必要	要件 A に該当する場合	毎年報告が必要	
12	展示場	要件 A 次のアとイの両方に該当する場合 ア 避難階（直接地上へ通する出入口のある階）以外に当該用途のある階がある建築物 イ 次の要件のいずれかに該当する。 （ア）地階又は3階以上の階を当該用途に供する建築物（地階又は3階以上の階の当該用途に供する部分の床面積の合計がそれぞれ100㎡以下のものを除く。） （イ）当該用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡以上の建築物 （ウ）当該用途に供する2階の部分の床面積の合計が500㎡以上の建築物	要件 A に該当する場合	毎年報告が必要	●	●	●	報告不要	報告不要	要件 A に該当する場合	毎年報告が必要	
13	事務所その他これに類するもの	要件 A 次のアとイの両方に該当する場合 ア 5階以上のもの イ 床面積の合計が1,500㎡を超えるもの	要件 A に該当する場合	3年ごとに報告が必要		●		要件 A に該当する場合	毎年報告が必要	報告不要	報告不要	

特定建築物、建築設備、防火設備の報告時期は、表に記載された報告年度の4月1日から9月30日までとなる。

※1 報告対象となる建築設備

- ①機械換気設備（中央管理方式の空気調和設備並びに建築基準法第28条第2項ただし書及び同条第3項の規定により設けられた機械換気設備に限る。）
- ②機械排煙設備（建築基準法第35条の規定により設けられた機械排煙設備に限る。）
- ③非常用の照明装置（建築基準法第35条の規定により設けられた非常用照明装置に限る。）

※2 報告対象となる防火設備

随時閉鎖又は作動をできる防火扉、防火シャッター、耐火クロススクリーン、ドレンチャーその他の水膜を形成する防火設備

※3 「児童福祉施設等」とは、次に掲げるものをいう。

児童福祉施設、助産所、身体障害者社会参加支援施設（補装具製作施設及び視聴覚障害者情報提供施設を除く。）、保護施設（医療保護施設を除く。）、婦人保護施設、老人福祉施設、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設

※4 「高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 共同住宅及び寄宿舎（サービス付き高齢者向け住宅又は老人福祉法第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第17項に規定する共同生活援助を行う事業の用に供するものに限る。）
- (2) 助産施設、乳児院及び障害児入所施設
- (3) 助産所
- (4) 盲導犬訓練施設
- (5) 救護施設及び更生施設
- (6) 老人短期入所施設その他これに類するもの
- (7) 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム並びに有料老人ホーム
- (8) 母子保健施設
- (9) 障害者支援施設、福祉ホーム及び障害福祉サービス事業（自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る。）の用に供する施設（利用者の就寝の用に供するものに限る。）

【定期報告が必要となる昇降機】

No	昇降機等の種類	対象となる昇降機等	報告年度	報告時期
1	エレベーター	籠が住戸内のみを昇降するもの及び労働安全衛生法施行令第12条第1項第6号に規定するエレベーターを除く。	毎年報告が必要	①基準月（建築基準法第7条第5項又は同法第7条の2第5項（同法第87条の4においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受けた日の属する月をいう。以下同じ。）が1月又は6月から12月までである場合は、当該基準月の2月前の月の1日から当該基準月の末日まで ②基準月が2月から5月までである場合は、4月1日から6月30日まで
2	エスカレーター	全てのエスカレーター		
3	小荷物専用昇降機	昇降路の全ての出し入れ口の下端が当該出し入れ口が設けられる室の床面よりも50cm以上高いものを除く。		

【定期報告が必要となる準用工作物】

No	準用工作物の種類	対象となる準用工作物	報告年度	報告時期
1	エレベーター	乗用エレベーターで観光のためのもの（一般交通の用に供するものを除く。）	毎年報告が必要	4月1日から6月30日まで
2	エスカレーター	観光のためのもの（一般交通の用に供するものを除く。）		
3	高架の遊戯施設	ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設		
4	回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの	メリーゴーランド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの		